

鴨川市出産・子育て応援給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年5月9日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第98号

鴨川市出産・子育て応援給付金支給要綱の一部を改正する告示

鴨川市出産・子育て応援給付金支給要綱（令和5年鴨川市告示第30号）の一部を次のように改正する。

別表1 出産応援給付金の部1 支給妊婦の項中「であって」の次に「、令和7年3月31日までに出産、流産又は死産のいずれかをしたもののうち」を加え、同表2 子育て応援給付金の部1 支給養育者の項中「以後」を「から令和7年3月31日までの間」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の鴨川市出産・子育て応援給付金支給要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。